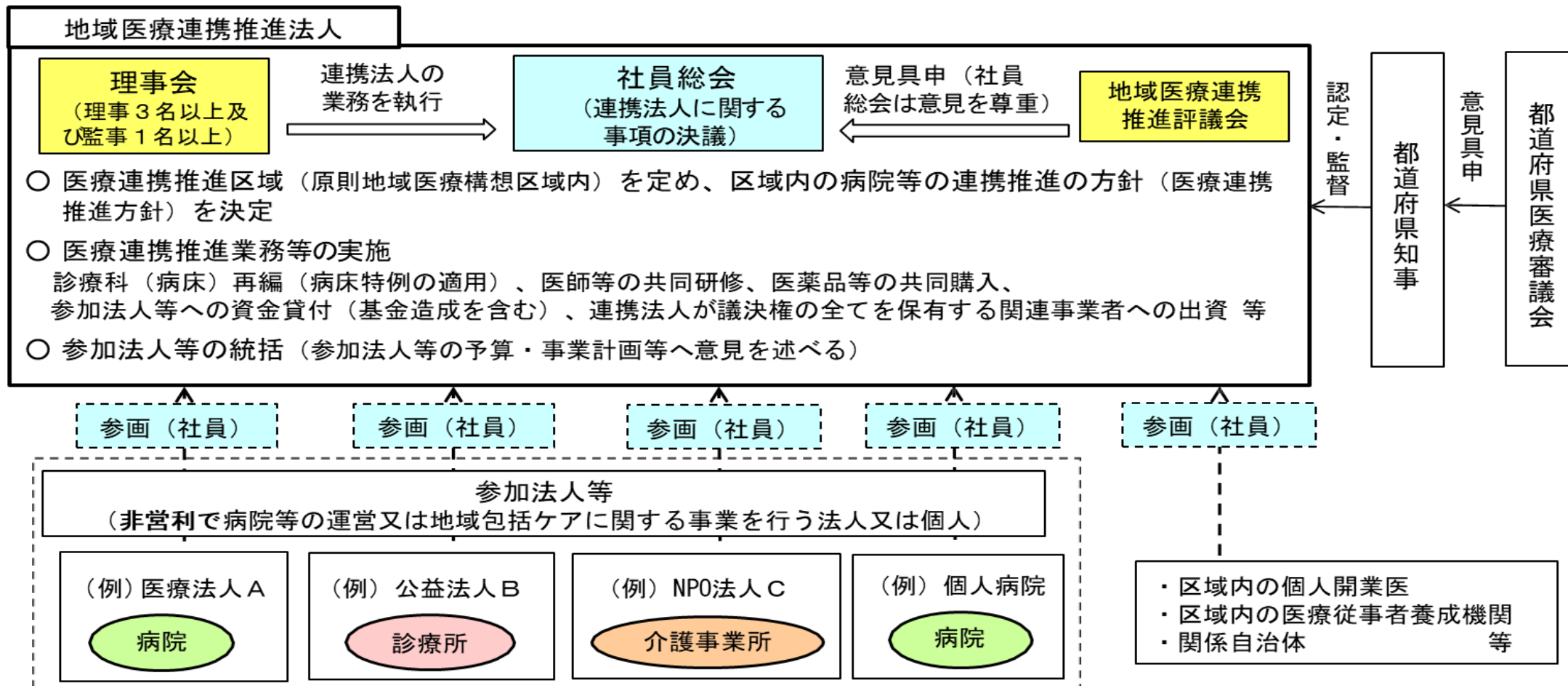


# 地域医療連携推進法人制度について

令和6年6月 山口県医療政策課

# 地域医療連携推進法人制度の概要

- ・ 医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- ・ 複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定  
(認定基準の例)
  - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人又は個人が2以上参加すること
  - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
  - ・ 参加法人等が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

# 地域医療連携推進法人設立までの事務手続の流れ

○県は医療審議会の意見を聴いた上で認定を行う。そのため、申請者は認定申請の前に、県の事前確認や調整会議での協議など十分な調整を行った上で、一般社団法人の設立等の準備を行う。

